

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百四十七回 真正護憲論のあゆみ（その三十七）

南出喜久治（令和6年7月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ  
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

国会で、占領憲法の無効確認決議をしたとしても、帝國憲法で存在した枢密院や貴族院などの国家機関が現在では存在しないので、その後の制度運用や憲法改正手続ができないのではないかといふ疑問があります。

これは、いはゆる「機関欠損」の問題です。帝國憲法復原後の改正手続等についてこれまで述べてきましたが、その前提として、この機関欠損の問題について述べる必要があります。

確かに、占領憲法の無効確認決議をしただけでは、帝國憲法下で存在した国家機関が直ちに復活されるものではありませんし、復原復活が不可能な機関もあります。このやうな場合、帝國憲法の復原改正手続が不可能になるのではなく、帝國憲法には緊急勅令（第8条）及び非常大権（第31条）などの定めがあり、天皇は、これらの規定に基づき、欠損機関を復原復活させるか、あるいはこれらの欠損機関に代置しうべき暫定的機関の設置を行ふなど、その他必要な措置を講ずることができますので、これらの機関欠損は帝國憲法の復原改正手続に何ら支障がありません。

では、正統性の問題のうち、伝統性について説明します。

前に、正統性の問題については、伝統性、自主性、正当性の有無をめぐつて、いづれも否定説と肯定説に分かれ、このうち、正当性の有無の問題は、本来、正統性の有無とは別の問題ですが、合法性の議論には含まれない議論として、便宜的にここでの分類に入れる」と述べました。

そこで、先づ、伝統性についてですが、これについては「國體」の概念が問題となります。昭和4年の大審院判決では、「國體」とは「我帝國ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治權ヲ

「総攬シ給フコト」と定義してゐましたので、この定義によれば、占領憲法第4条第1項の「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」との規定は、國體の変更をもたらし、占領憲法は伝統性を喪失したことになります。

しかし、我が国の歴史において、天皇親政は限られた時期のみに存在することから、この象徴天皇制は、国家統治の権威者（王者）と権力者（霸者）とを弁立させてきた「王霸の弁え」の伝統に適合するので、占領憲法の伝統性を肯定する見解もあります。

この対立は、占領憲法の無効論と有効論との対立状況と必ずしも一致するものではありません。むしろ、この伝統性を積極的に否定し、帝國憲法との隔絶こそが占領憲法の存在意義であるとし、後述するように、占領憲法自体の正当性を強調する有効論が大半のやうです。

ところで、確かに、王霸の弁へと象徴天皇制とは外観的には伝統性を満たしますが、これから直ちに伝統性が維持されてゐるとすることはできません。なぜならば、我が国の歴史伝統を觀すれば、天皇の地位は、権力者によって創設付与されたものではなく、大御稟威（おおみいつ）は、霸者による統治を正当化する源泉がありました。

天皇（あまつひつぎのすめらみこと）の地位は、天壤無窮の御神勅に基づくものであつて、憲法に基づくものではありません。帝國憲法もその告文にそのことを明記しているのであります。

ところが、占領憲法第1条には、これとは正反対に、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とあり、霸者によって天皇の地位が容認されるといふものですから、占領憲法は、伝統性に明らかに反するものであり、正統性はありません。

このようなことは、過去の歴史において同様のことがありました。それは、南北朝時代での北朝の創設であり、これも例外的に権力による権威の擁立といふ転倒現象でした。これと同じ例外的事態が占領憲法下の天皇の地位です。それゆゑ、御即位の折、「占領憲法の遵守」を宣言された平成天皇の御代は、まさに「平成の北朝」と後世の歴史学者が評価するのではないかと考へます。

次に、伝統性からみて、帝國憲法はどのやうに位置づけられるのかについて述べます。

明治維新は、藩閥勢力によって成し遂げられ、明治政府は、歐米列強の干渉から我が国の独立を維持するための強力な中央集権体制を敷き、藩閥による専制政治で乗り切らうとしましたが、その後に制定された帝國憲法は、少なくとも制度的には、藩閥による専制政

治を排除して立憲政治（議会制度、内閣制度など）を目指すといふ自己犠牲の痛みを伴ふものでありました。そのため、その後の藩閥勢力は、帝國憲法の立憲制の枠内でなんとかやりくりして藩閥政治を運営しなければ維新の功労者としての地位を喪失してしまふといふ相克と対峙することになりました。

帝國憲法は、絶対君主制（朕は国家なり）と立憲君主制（君臨すれば統治せず）との混合形態でしたが、明治維新は、そもそも絶対君主的な変革ではなく、本来的に立憲君主的変革であつたことは明らかでした。ここに、維新の現実と維新後の憲法制度との齟齬があつたのです。

そこで、藩閥勢力（旧勢力）も、反藩閥勢力（新勢力）も共にその主導性を発揮するためには、天皇親政の絶対君主制は不都合であり、維新の現実と同様に立憲君主制的な運用でなければならなかつたのです。そして、帝國憲法は、専ら立憲君主制として解釈・運用する方向に移行し、絶対君主的な規定の適用を停止して、天皇は統治権の総覧者ではなくなつたのです。そして、旧勢力と新勢力は、いづれも、自己の霸権を確立するために、内閣、軍、官僚、議会（政党）といふ国家の枢要機関を支配する方向へと向かひました。つまり、藩閥といふいはば「地域閥」による政治から「機関閥」による政治へと変質して行つたのです。

このやうに、外圧の危機から維新勢力による中央集権的変革がなされ、そこで導入された制度が維新勢力による支配を否定するものであつたため、その制度自体が事後に変質するといふ事態は、明治維新の場合だけではなく、大化の革新の場合も同様でした。つまり、氏姓制度といふ氏族連合国家であつた大和朝廷は、隨、唐、統一新羅といふ支那及び朝鮮半島における強大な統一国家の出現に対して、自らも中央集権国家化を目指しましたが、そこで導入された律令制度は氏姓制度を破壊するものであつたため、その後、律令制度は氏姓制度の巻き返しによつて変質し崩壊して行つたのです。これは革新勢力が根差した現実と導入された律令制度との相克によるものであり、その消息は、明治維新における維新勢力が根差した現実と導入された憲法制度との相克と相似してゐます。